信託業務を営む金融機関	担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社である場合	第十二条第二号	自己又はその利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。以下この号並びに第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）の行う信用の供与の条件として信託契約を締結する行為（委託者の保護に欠けるおそれのないものを除く。）その他の自己又は利害関係人	第二十一条第一項	金融機関（当該信託業務を営む金融機関から法第二条第一項において準用する信託業法第二十二条第三項各号に掲げる業務を除く信託業務の委託を受けた者を含む。）	第三十九条第一項第四号	、信託業務の委託先又は代理店
その他の金融機関	信託業務を営む金融機関がその他の同項に規定する信託会社である場合						
財務局長又は福岡財務支局長	同項に規定する財務局長		自己又は利害関係人（法第二条第一項において準用する信託業法第二十九条第二項第一号に規定する利害関係人をいう。第二十三条第二項第四号及び第六項において同じ。）		金融機関		
				第二十三条第七項	次に掲げる	第三十九条第一項第四号二	又は信託契約代理店の業務の特性
					社債権者集会の決議に基づき取引を行う場合、当該受益者が当該信託業務を営む金融機関である場合及び第三項第二号ニに掲げる取引を行う		の特性